

つくば市立桜中学校の部活動に係る活動方針

1 基本的な考え

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として実践されている。生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生徒の体力の向上や技術の向上はもとより豊かな人間性の育成にも極めて効果的な活動であることから本校の教育目標に基づき、今後は地域移行に向けて計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- 合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間を設定する。
- 平日は火曜日・水曜日・金曜日を活動日とする。休日は土曜日または日曜日のいずれか1日のみ活動可とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。振り替えは1週間以内を実施する。
- 1日の実練習時間の上限は、平日は2時間、休日は3時間とする。また、1週間当たりの上限は計11時間とする。
- 朝の活動は行わない。
- 練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振り替えること。
- 祝日が含まれる週や平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 総合体育大会・新人大会前の活動も、平常時と同様とする。
- 期末・中間テスト・県学力診断テストのテスト前3日間を休養日とする。
- 実力テスト等は前日を休養日とする。
- 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いをする。また、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。原則として、夏季休業中は8月13日から8月16日までの4日間と、冬季休業中は12月29日から1月4日までの7日間を休養日とする。
- 夏季休業中の活動日は、20日以内とする。但し、関東大会・全国大会等に出場する場合は、校長の指導の下、適切に行うものとする。
- 以下の完全下校時刻を厳守することとする。

4月	18:00	9月	前17:30 後 17:15	1月	16:40
5月	18:00	10月	17:00	2月	17:00
6月	18:00	11月	前16:45 後 16:30	3月	17:30
7月	18:00	12月	16:30		

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等を精査し、総合体育大会・新人大会を含め、1か月当たり1大会程度とする。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- 生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。

- 教育課程の着実な実施とそれに不随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりを行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意情報が発せられた場合及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- 本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- 今後の地域移行を視野に入れ、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し、運営していく体制を構築していく。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者及び関係者等へ周知する。
- 本活動方針は、ホームページに掲載し公表する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置を考慮する。
- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担にならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進

- 生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動の精選をするとともに複数顧問交代による単独指導を徹底する。
- 部活動指導員等の活用を促進する。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

- 大会の在り方や運営、役員業務については、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け広く働きかけ、教員によらない体制を構築すること。

6 備考

- 本活動方針は、県運営方針及び市運営方針に則り策定するものである。
- 令和7年4月1日より実施する。